

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和3年5月20日 千葉県総合企画部統計課 電話:043-223-2235

「令和3年経済センサス-活動調査」に係る調査員証及び調査用腕章の紛失について

船橋市内において統計調査員が、調査活動中に調査員証及び調査用腕章を紛失しま した。

現在のところ、これら調査員証及び腕章が悪用された事例は確認されていませんが、「かたり調査」等に悪用される恐れもあります。不審な調査活動等にお気付きの際は、 県統計課又は市町村統計担当課まで御連絡ください。

今後、調査員証、調査用腕章等の管理について厳正を期すよう周知・徹底し、再発 防止に努めてまいります。

1 事案の概要

- (1) 紛失物 調査員証及び調査用腕章(写真別添)
- (2) 発覚日時 令和3年5月19日(水)午前10時頃
- (3) 場 所 船橋市東部地区
- (4) 状 況

船橋市内において、5月19日(水)午前10時頃、調査員(60歳代、女性)は、調査員証及び調査用腕章がないことに気付き、自宅、訪問した地域等を捜索しましたが発見できず、同日午後1時頃に船橋市に連絡しました。

調査員によると、18日(火)の午後の調査開始時に調査員証及び調査用腕章があることを確認しましたが、翌日、調査活動準備をしていた際に紛失に気が付いたとのことです。 船橋市は調査員とともに自宅及び18日(火)に訪問した地域を捜索しましたが発見に

- 至らず、調査員は20日(木)の午前10時30分頃に遺失届出書を提出しました。 (※)詳細については、船橋市総務部総務課(047-436-2063)にお問い合わせください。
 - (※)経済センサスの調査員は、市町村長の推薦を受けて知事が任命する非常勤の地方公務員です。

2 調査票の回答にあたって

現在調査員が事業所を訪問し、調査票などを配布して回答を依頼している時期です。6月1日から調査票の回収期間に入りますが、<u>御懸念のある方は、インターネット等にて御回答ください。インターネット等で御回答された方に対し、今後調査員が、対象事業所の回答内容をお伺いすることはありません。</u>

不審な調査活動にお気付きの際は、県統計課又は市町村統計担当課まで御連絡ください。

3 県としての対応

再発防止のため、県内市町村に対し、本件についての情報提供と調査員証、調査用腕章等の管理について厳正を期すよう再度注意喚起を行います。

今後、県ホームページにおいて、広く県民に注意喚起を行ってまいります。

「令和3年経済センサス-活動調査」調査用腕章(約8cm×約13.5cm)



